

## 芝生広場使用申請書兼承認書

播磨科学公園都市まちづくり事務所長 様

〔申請者〕	申 請 日	年    月    日
住所 (所在地)	〒	
団 体 名		
代 表 者 名		
連絡担当者名	(電話    —    —    )	

下記のとおり、使用の承認を申請します。なお、使用にあたっては裏面記載条件、播磨科学公園都市まちづくり事務所の指示、播磨科学公園都市芝生広場管理要綱に定める事項を遵守します。

(注) 太線枠内のみご記入ください。

使 用 日 時	年    月    日 (    )    時    分 ~    時    分		
使 用 目 的	【参考資料 (例：プログラム、実施要領) があれば添付してください】		
参加人数 (予定)	人    (駐車場利用台数：約    台)		
使 用 区 域	・全面使用    ・半面使用 (南側・北側)    ・一部使用 (    〇〇㎡)		
舞 台 の 使 用	舞 台 : 使用 ・ 不使用	駐車場用地使用面積 (    〇〇㎡)	
使 用 者	団 体 名 <small>(団体名がない場合は代表者名)</small>		
	代 表 者 名		
	団体又は代表者 の 連 絡 先	(住 所)	
		(電 話)    (    ) (F a x)    (    )	
使用承認条件			
備 考			
使 用 料		減免理由	

上記の使用申請については、使用条件、播磨科学公園都市まちづくり事務所の指示、播磨科学公園都市芝生広場管理要綱に定める事項を遵守することをもって承認します。

播磨科学公園都市まちづくり事務所長    印

**【使用条件】**

- 1 芝生広場の使用に際して安全確保の措置を講じ、使用中の事故については、使用者が責任を持って処理すること。
- 2 芝生広場を使用する際は、芝生広場使用申請書兼承認書を携帯すること。
- 3 芝生広場に損傷を与えたときは、所長に届出ること。
- 4 芝生広場の使用に際して出たごみは、使用者において処分し、使用後は清掃を実施すること。
- 5 路上駐車はしないこと。
- 6 住民への迷惑行為は絶対にしないこと。
- 7 スパイクは使用しないこと。
- 8 芝生広場の使用に際し、所長の許可を得た場合以外は、火気を使用しないこと。
- 9 管理上必要な指示に従うこと。

**【使用にあたっての注意事項】**

- 1 播磨科学公園都市まちづくり事務所長（以下「所長」）は、使用者が次の各項目に該当するときは、使用承認の取消し若しくは使用の停止又は使用の承認条件を変更することがあります。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
  - (2) 芝生広場の管理上支障があると認めるとき
  - (3) 周辺住民に迷惑をかけるおそれがあるとき
  - (4) 使用者が使用承認の取消しを願い出たとき
  - (5) 芝生広場管理要綱又はこの承認の条件に違反したとき
  - (6) 承認後の事情の変化により、承認の条件を満たさなくなるとき
  - (7) その他所長が必要と認めるとき
- 2 使用取消の願い出は、芝生広場等使用取消・使用料還付申請書を所長に提出することにより行ってください。
- 3 使用取消、停止を受けた場合、使用者は、芝生広場に投じた費用を所長に請求できません。
- 4 使用者は、所長の定める使用料を、所長が定める期日までに、所長の発行する納入通知書により支払わなければなりません。
- 5 使用者は、4の使用料を支払期日までに支払わない場合は、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該使用料につき年利10.75%の割合で計算した延滞金を支払ってください。
- 6 既に納めた使用料は返還しません。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、返還します。
- 7 使用者は、芝生広場の使用にかかる権利を第三者に譲渡し、又は転貸できません。
- 8 使用者は、芝生広場の使用を終わったとき又は使用承認を取り消されたときは、芝生広場を速やかに自己の負担で原状に回復し、明け渡してください。

使用者が芝生広場を原状に回復しないときは、所長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収するものとします。
- 9 使用者は、芝生広場の使用にあたり、所長又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとします。
- 10 既設以外の駐車場を必要とする場合は、所長と協議のうえ、所要の手続きを行ってください。